

令和6年7月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第1041号、同第1129号 損害賠償等請求事件、損害賠償請求
反訴事件

口頭弁論終結日 令和6年4月17日

5

判 決

原告 (反诉被告)

木 下 喬 弘

(以下「原告木下」という。)

10

原

告

忽 那 賢 志

(以下「原告忽那」といい、原告木
下と併せて、「原告ら」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士

山 本 飛 翔

15

被告 (反訴原告)

宮 澤 大 輔

(以下「被告」という。)

主 文

20

1 被告は、原告木下に対し、110万円及びこれに対する令和4年11月14日
から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告忽那に対し、22万円及びこれに対する令和4年11月14日か
ら支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

3 被告は、別紙投稿記事目録1記載の1ないし3、5ないし7、9、11、13
及び14の各投稿をそれぞれ削除せよ。

25

4 原告らの本訴に係るその余の請求をいずれも棄却する。

5 被告の反訴に係る請求を棄却する。

6 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの連帯負担とする。

7 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

5 第1 請求

1 本訴

(1) 被告は、原告木下に対し、200万円及びこれに対する令和4年11月14日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

10 (2) 被告は、原告忽那に対し、200万円及びこれに対する令和4年11月14日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(3) 被告は、別紙投稿記事目録1記載の各投稿をそれぞれ削除せよ。

2 反訴

原告木下は、被告に対し、500万円及びこれに対する令和5年8月3日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

15 第2 事案の概要

本件本訴は、原告らが、被告に対し、ソーシャルネットワーキングサービスであるTwitter（以下「ツイッター」という。）における別紙投稿記事目録1記載の1ないし10、13及び14の各投稿記事は、いずれも原告木下の名誉を毀損し又は名誉感情を侵害するもので、また、別紙投稿記事目録1記載の11、12及び
20 14の各投稿記事は、いずれも原告忽那の名誉を毀損し又は名誉感情を侵害するものであると主張して、各不法行為に基づき、それぞれ慰謝料及び弁護士費用の合計200万円及びこれに対する最終の不法行為日である令和4年11月14日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払並びに各投稿の削除を求める事案である。

25 本件反訴は、被告が、原告木下に対し、ツイッターにおける別紙投稿記事目録2記載の各投稿記事は、いずれも被告の名誉を毀損し又は名誉感情を侵害するもので

あると主張して、各不法行為に基づき、慰謝料500万円及びこれに対する反訴状送達の日翌日である令和5年8月3日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告木下は、日本救急医学会専門医及び日本外傷学会専門医であり、原告木下が作成したツイッターアカウント（アカウント名「手を洗う救急医Takaka」）において、医療情報等に関する情報発信を行っている。原告木下は、いわゆるインフルエンサーであり、上記ツイッターアカウントのフォロワー数は、令和5年1月時点において約15万人である。原告木下は、新型コロナウイルスに係るワクチンに関する政府広報に出演しているほか、新型コロナウイルスに関する情報発信を行う「こびナビ」というプロジェクトにおいて副代表を務めている（甲1、4、5、12）。

イ 原告忽那は、大阪大学医学部附属病院感染症内科感染制御部の部長及び大阪大学医学部感染制御学の教授を務める感染症専門医であり、原告忽那が作成したツイッターアカウントにおいて、医療情報等に関する情報発信を行っている。原告忽那は、いわゆるインフルエンサーであり、上記ツイッターアカウントのフォロワー数は、令和5年1月時点において約23.2万人である。原告忽那は、新型コロナウイルスに係るワクチンに関する政府広報に出演しているほか、新型コロナウイルスの診療ガイドライン策定に携わっている（甲2、6、13、乙26、27）。

ウ 被告は、兵庫県宝塚市でクリニックを経営する眼科医、総合診療科医であり、被告が作成したツイッターアカウントにおいて、医学情報等に関する情報発信を行っている。被告は、いわゆるインフルエンサーであり、上記ツイッターアカウントのフォロワー数は、令和5年1月時点において約5.7万

人である（甲 3、7）。

(2) 別紙投稿記事目録 1 及び 2 記載の投稿

ア 被告は、別紙投稿記事目録 1 の「投稿日時」欄記載の日時に、被告アカウントにおいて、同目録「投稿内容」欄記載の投稿（以下、各投稿については、
5 同目録内の番号を用いて「本件投稿 1」から「本件投稿 14」と称し、これらを総称して「本件各投稿」という。）を行った（甲 24 の 1、26 ないし 28、31 ないし 36、37 の 1、38 ないし 40）。

イ 原告木下は、別紙投稿記事目録 2 の「投稿日時」欄記載の日時に、被告アカウントにおいて、同目録「投稿内容」欄記載の投稿（以下、各投稿につい
10 ては、同目録の投稿番号を用いて「本件投稿 1」から「本件投稿 4」と称する。）を行った（乙 8、10、12、14）。

2 争点

(1) 本訴請求について

ア 本件投稿 1 ないし本件投稿 14 は、原告らの社会的評価を低下させ、又は
15 名誉感情を侵害するものであるか（争点 1）

イ 違法性阻却事由の有無（争点 2）

ウ 原告らの損害額（争点 3）

(2) 反訴請求について

ア 本件投稿 1 ないし本件投稿 4 は、被告の社会的評価を低下させ、名誉
20 感情を侵害するものであるか（争点 4）

イ 被告の損害額（争点 5）

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点 1（本件投稿 1 ないし本件投稿 14 は、原告らの社会的評価を低下させ、
又は名誉感情を侵害するものであるか）

（原告らの主張）

ア 本件投稿 1 ないし本件投稿 10 は、原告木下の社会的評価を低下させる事

実を摘示するもの、又は原告木下の社会的評価を低下させる意見論評を内容とするものである。仮に上記各投稿が原告木下の社会的評価を低下させないとしても、上記各投稿は、原告木下の名誉感情を違法に侵害するものである。

本件投稿 1 1 は、原告忽那の社会的評価を低下させる事実を摘示するもの、又は原告忽那の社会的評価を低下させる意見論評を内容とするものである。仮に本件投稿 1 1 が原告忽那の社会的評価を低下させないとしても、本件投稿 1 1 は、原告忽那の名誉感情を違法に侵害するものである。

本件投稿 1 ないし本件投稿 1 1 により摘示された事実ないし意見論評の意味内容については、別表 1 記載のとおりである。

イ 本件投稿 1 2 は原告忽那の、本件投稿 1 3 は原告木下の、本件投稿 1 4 は原告らの名誉感情をそれぞれ違法に侵害するものである。

(被告の主張)

否認ないし争う。

本件投稿 1 ないし本件投稿 1 1 に関する主張は、別表 1 記載のとおりである。

本件投稿 1 2 ないし本件投稿 1 4 は、いずれも社会通念上許容される限度を超えた侮辱には当たらない。

(2) 争点 2 (違法性阻却事由の有無)

(被告の主張)

ア 被告は、国の新型コロナウイルスに係るワクチン接種の方針、特に子供への接種へ反対する目的で情報を発信していたものであり、本件各投稿には、公共性及び公益目的がある。

イ 本件投稿 1 ないし本件投稿 8 及び本件投稿 1 0 で摘示された事実及び意見論評の前提となった事実については、真実であると信じるにつき相当な理由がある。

各投稿に係る主張は、別表 1 記載のとおりである。

ウ 本件投稿 1 ないし本件投稿 1 1 のうち意見論評に当たるものは、いずれも

意見論評としての域を逸脱したものではない。原告らが国の新型コロナウイルスに係るワクチン政策において公人的立場にある代表的医師であることからすると、多少の攻撃的表現による名誉権侵害の違法性は阻却されるべきである。

5 (原告らの主張)

否認ないし争う。

(3) 争点3 (原告らの損害額)

(原告らの主張)

ア 慰謝料 各150万円

10 被告のフォロワー数の多さや、本件投稿1ないし本件投稿14の内容の悪質性からすれば、上記各投稿により原告らの受けた精神的苦痛に対する慰謝料は、各150万円を下らない。

イ 弁護士費用 各50万円

15 被告が執拗な誹謗中傷を繰り返したため、被告の投稿内容を原告ら代理人が整理するための時間を要したことから、前記不法行為と相当因果関係にある弁護士費用は、各50万円を下らない。

(被告の主張)

否認ないし争う。

20 (4) 争点4 (本件投稿1ないし本件投稿4は、被告の社会的評価を低下させ、又は名誉感情を侵害するものであるか)

(被告の主張)

25 本件投稿1ないし本件投稿4は、被告の社会的評価を低下させる事実を摘示するもの、又は被告の社会的評価を低下させる意見論評を内容とするものである。仮に上記各投稿が被告の社会的評価を低下させないとしても、上記各投稿は、被告の名誉感情を違法に侵害するものである。

上記各投稿により摘示された事実ないし意見論評の意味内容については、別

表 2 記載のとおりである。

(原告木下の主張)

否認ないし争う。

各投稿に係る主張については、別表 2 記載のとおりである。

5 (5) 争点 5 (被告の損害額)

(被告の主張)

公人的立場にある原告木下の影響力の大きさからすれば、上記各投稿により被告の受けた精神的苦痛に対する慰謝料は 5 0 0 万円を下らない。

(原告木下の主張)

10 否認ないし争う。

第 3 当裁判所の判断

1 争点 1 (本件投稿 1 ないし本件投稿 1 4 は、原告木下の社会的評価を低下させ、又は名誉感情を侵害するものであるか) について

(1) 本件投稿 1 について

15 ア 本件投稿 1 は、被告が原告木下にブロック (ツイッターにおいて特定のアカウントが投稿を見ること等を禁止すること) されたことを示すスクリーンショットと共にされた投稿に続く一連の投稿の一つであり (甲 2 4 の 1)、本件投稿 1 の記載内容に照らしても、原告木下を対象とするものと認められる。

20 また、本件投稿 1 には、「ひたすらワクチンに有利な事ばかりプロパガンダして」、「基礎医学論文読んでなかったし」などと記載されており、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすると、「原告木下が基礎医学論文を読んでいなかった」との事実を摘示するものといえる。基礎医学論文を読んでいないという摘示された事実が、臨床医であるとともに、新型コロナウイルスに係るワクチンについて正確な情報を発信することを掲げる「こびナビ」(甲
25 1) の副代表である原告木下に医学的素養がないという印象を与えるものであり、原告木下の社会的評価を低下させることは明らかである。

イ 被告は、本件投稿 1 の対象は数十人、数百人規模の「医療クラスタ」全員であって原告木下個人ではない、臨床医は基礎医学論文を読めないのが通常であって本件投稿 1 によって臨床医である原告木下の社会的評価が低下することはないと主張するが、上記アで説示したところに照らして採用することができない。

(2) 本件投稿 2 及び本件投稿 3 について

本件投稿 2 及び本件投稿 3 は、原告木下を含む数名の脳みそが「雑魚い」、「おつむが知れてる」などとするものであるが、何ら具体的な事実の摘示を伴わない侮蔑的表現にとどまるというべきであるから、これらをもって原告木下の社会的評価が低下するとまではいえない。

もっとも、「雑魚い」、「おつむが知れてる」などとして原告木下らの知的能力を否定し、その尊厳を傷つける表現をした上で「フォロワーが多くて有名なだけ」、「料理しがいがない」、「叩きまくったら段々みじめさが滲み出てきた」などと嘲笑するものであること等からすると本件投稿 2 及び本件投稿 3 は、原告木下の名誉感情を著しく害するものであって、社会通念上許容される限度を超えた侮辱行為に当たる。

(3) 本件投稿 4 について

本件投稿 4 に記載された「珍珍洗う鷹」とは、原告木下のアカウント名である「手を洗う救急医 T a k a」をなぞったものであり、その記載内容に照らしても、原告木下を対象としたものと認められる。

本件投稿 4 は、原告木下が C D C や医学雑誌に基づく発言をしているという事実を黙示の前提として、「原告木下は、基礎医学の素地がなく、C D C と医学雑誌を鵜呑みにし、自分で機序を考察することができない」との事実を摘示し、又はその旨の意見を表明するものとして、原告木下が医師、あるいは医学的情報を発信する者としての適格性を欠くという印象を与えるものであり、原告木下の社会的評価を低下させるものである。

(4) 本件投稿 5 及び本件投稿 6 について

本件投稿 5 及び本件投稿 6 は、原告木下がインターネット番組において新型コロナウイルスやワクチン接種について情報発信を行った際の動画を引用しつつ、他の出演者から指摘を受けた際の原告木下の動揺した様子や顔つきから、原告木下が詐欺師のようだとする投稿であり、原告木下が新型コロナウイルスやワクチンについて故意に間違った情報を流しているという事実を黙示の前提として、「原告木下は、ワクチン接種に関して故意に間違った情報を信じ込ませようとする詐欺師のような人物である」との意見を表明するものといえ、「詐欺師」という表現を用いており、原告木下の社会的評価を低下させるものである。

(5) 本件投稿 7 について

本件投稿 7 は、「T a k a の支持者」が「先生」に対して、日本でも 10 歳未満が死亡したことにより、新型コロナウイルスに係るワクチンの反対派に新型コロナウイルスによる死亡者がいないなどと言われずに済むとの会話をしたかのような記載をし、それを踏まえて、子供の重症後遺症を防ぐなどという嘘を書いて新型コロナウイルスに係るワクチンを打たせているとの記載をするものであり、原告木下の支持者や、支持者から「先生」と言われ得る原告木下にあえて言及していることから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告木下を対象にした投稿であると認められる。

本件投稿 7 は、原告木下が新型コロナウイルスに係るワクチンについて子供の重症後遺症を防ぐなどという虚偽の情報を故意に流しているという事実を摘示した上で、「原告木下は、嘘をついてまで新型コロナウイルスに係るワクチンの接種を推進する、悪魔のような人物である」との意見を表明するものといえ、「悪魔」という表現を用いており、原告木下の社会的評価を低下させるものである。

(6) 本件投稿 8 について

本件投稿 8 は、原告木下を含む数名が、査読がなく、デルタ株のデータが混在し、子供のオミクロンの入院予防効果として使い物にならない C D C（米国疾病予防管理センター）の報告を根拠として使っているという事実を前提として、当該行為が「嘘でインチキでアホで情けない子どもに罪な行為である」との意見を表明するものであり、原告木下がいい加減で子供のためにならないことをしている人物であるという印象を与えており、原告木下の社会的評価を低下させるものである。

(7) 本件投稿 9 について

本件投稿 9 は、子供の新型コロナウイルスに係るワクチン接種に関する他者の意見について、同意見が、ワクチン接種による長期的リスクがないことが確定したわけではなく、分からないだけであるのにリスクと捉えるなというものであって、「こびナビ風？」などと批判する被告自身の投稿を引用してなされたものである（乙 5 1）。本件投稿 9 は、上記の意見を述べた者と原告木下を示す「こびナビ T a k a」等について言及した上で、「金に群がる」といった表現が用いられていることに鑑みれば、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告木下らが金銭や利権のために長期的リスクが不明であるワクチン接種を推進しているという事実を摘示するものであり、原告木下の社会的評価を低下させるものであるといえる。

(8) 本件投稿 1 0 について

本件投稿 1 0 は、「ホントワクチンと名のつくものは何でも勧めるといいませんか？木下氏。」としており、原告木下がワクチン全般を積極的に推奨しているという事実を前提として、「原告木下がワクチン接種を推奨する様子は、タチの悪いセールスマンのようである」との意見を表明するものであり、「タチの悪いセールスマン」という悪印象を与える表現を用いており、原告木下の社会的評価を低下させるものである。

(9) 本件投稿 1 1 について

被告は、本件投稿 1 1 の以前に、国民のことを「ドM奴隷」と批判する投稿を連続して行っており（乙 8 5 ないし 8 7）、このことからすれば、本件投稿 1 1 のうち「ドM奴隷の子供には……余計なことは考えさせないで良い。」という部分は、国民全般を対象として被告自身の見解を表明したものであると解され、原告忽那がそのような見解を有しているとの事実の摘示であるとは認められない。なお、当該部分には、「利他目的（忽那氏の見解）」という表現も含まれているが、この点は、新型コロナウイルスに係るワクチン接種は接種者自身のみのためのものではなく、他者のためであるということが原告忽那の見解であることを示したにとどまり、これにより原告忽那の社会的評価が低下するとはいえない。

他方、本件投稿 1 1 のうち「多分忽那氏は自分の子供には打たせていない」という部分は、原告忽那が、ワクチンが自分の子供には打たせられないようなリスクの高いものであると認識しながら、ワクチン接種を推進しているかのような印象を与える事実の摘示であり、原告忽那が表裏のある人物であるという印象を与えており、原告忽那の社会的評価を低下させるものである。

(10) 本件投稿 1 2 について

原告忽那が、本件投稿 1 2 の以前に、自身について「くつ王顔デカイ問題」と投稿していたこと（乙 5 2 等）からすれば、本件投稿 1 2 のうち「顔デカくつ王とか言う兄ちゃん」という部分は、原告忽那が「顔デカくつ王」と自称し、あるいは世間でそのように呼ばれているということを示したにとどまり、他に原告忽那について攻撃的、侮蔑的表現がされているものではないことを踏まえると社会通念上許容される限度を超えた侮辱行為であるとまではいうことはできない。

(11) 本件投稿 1 3 について

「イカ臭い」という言葉は、男性器の匂いの俗称として使用されることがあるほか（甲 4 2）、「思春期をこじらせた中学生が使いそうな言い回し」を指し

て使用されることもあり（乙 6 1）、いずれにせよ、新型コロナウイルスやワクチンに関する言論等とは無関係に、原告木下を罵り、尊厳を傷つけるためにされた表現というほかなく、本件投稿 1 3 は、原告木下の名誉感情を著しく害するものであって、社会通念上許容される限度を超えた侮辱行為に当たる。

5 (12) 本件投稿 1 4 について

本件投稿 1 4 のうち、『ムツリスケベの忽那』（文藝秋春）読了。『ムツリスケベの手洗い』（文藝秋春）読了。』という部分は、原告らを指したものはあるが、脈絡のない不可解な投稿であって不適切な表現であることは明らかであるが、新型コロナウイルスやワクチンに関する言論等とは無関係に、原告ら
10 らを罵り、尊厳を傷つけるためにされた表現というほかなく、本件投稿 1 4 は、原告らの名誉感情を著しく害するものであって、社会通念上許容される限度を超えた侮辱行為に当たる。

(13) 小括

以上によれば、本件投稿 1、本件投稿 4 ないし本件投稿 1 0 は、原告木下の社会的評価を低下させるもの、本件投稿 2、本件投稿 3、本件投稿 1 3 及び本
15 件投稿 1 4 は、原告木下の名誉感情を違法に侵害するものであると認められる。また、本件投稿 1 1 は、原告忽那の社会的評価を低下させるもの、本件投稿 1 4 は、原告忽那の名誉感情を違法に侵害するものであると認められる。

2 争点 2（違法性阻却事由の有無）について

20 (1) 事実を摘示しての名誉毀損は、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実の重要な部分について真実であることの証明があったときには、その行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（最高裁昭和 3 7 年（オ）第 8 1 5 号同 4 1 年 6 月 2 3 日第一小法廷判決・民集 2 0 卷 5 号 1 1
25 1 8 頁参照）。また、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目

的が専ら公益を図ることにあった場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきである（最高裁昭和55年（オ）第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年（オ）第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照）。

(2) 本件投稿1について

本件投稿1が、原告木下が基礎医学論文を読んでいなかったという事実を摘示するものであることは、前記1(1)記載のとおりであるところ、被告は、「医療クラスタ」が基礎医学論文を読んでいなかったと信じたことにつき相当な理由があると主張する。そして、その根拠として、①こびナビ作成の記事や動画において、ADE（抗体依存性増強現象）とERD（呼吸器疾患増強）を混同した不適切な説明があったこと（乙68、152、153、160）、②原告木下が「抗体による感染増強を心配しているのだから抗体量によって定量的に効果が変わるはずです。」と投稿したこと（乙70）、③原告木下が査読制度のないCDC報告を査読済みと説明したことを挙げる。

しかし、仮に上記①の事実が真実であったとしても、上記①の事実からは、当該説明をしたこびナビ構成員がADEとERDを混同していたことを推認することができるにとどまり、原告木下が基礎医学論文を読んでいなかったと判断することには飛躍がある。

また、本件投稿1は、原告木下が特定の論文を読んでいなかったことを摘示する趣旨の投稿であるとは解されないところ、上記②の事実をもって、原告木下が、SARSウイルスでの抗体の濃度を段階的に低下させた際の感染増強現象を示した特定の論文（乙170）を読んでいなかったといえたとしても原告木下が基礎医学論文をおよそ読んでいなかったとは到底いえないし、そのよう

に信じるに足りる相当な理由ともなり得ない。

さらに、上記③の事実をもって、原告木下がCDC報告の性質について不正確な説明をしたといえたとしても、原告木下が基礎医学論文を読んでいたか否かには直結しない事実である（なお、被告は、上記③のような誤解は、乙174の論文の原文やCDCの説明（乙185）を十分に注意深く精読すれば起こらなかったものであるので、「論文を十分に読んでいなかった」ことの表れである旨主張するが、本件投稿1は、原告木下が基礎医学論文を読んでいないというものであり、「論文を十分に読んでいなかった」という趣旨であるとは読み取れず、被告の主張は当たらない。）。

したがって、本件投稿1について、違法性は阻却されない。

(3) 本件投稿4について

前記1(3)記載のとおり、本件投稿4は、原告木下がCDCや医学雑誌に基づく発言をしているという事実を黙示の前提とした意見表明であるところ、原告木下は、令和4年3月2日、CDC報告の内容を紹介する投稿をしており（乙175）、原告木下がCDCに基づく発言をしていたことは真実であると認められる。そして、被告が新型コロナワクチンの子供への接種へ反対する目的で情報を発信し続けていたことや原告木下の属性等（前提事実(1)ア）を踏まえると、上記発言をしている原告木下の基礎医学に関する能力等について被告が言及することには、公共性及び公益目的があるものといえる。本件投稿4は、原告木下を批判する内容の投稿であるが、原告木下の基礎医学に関する能力や知識を問題にするものであり、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものとまでは認められない。

したがって、本件投稿4は、違法性を欠くものと認められる。

(4) 本件投稿5及び本件投稿6について

前記1(4)記載のとおり、本件投稿5及び本件投稿6は、原告木下が新型コロナウイルスやワクチンについて故意に虚偽の情報を流しているという事実を

黙示の前提とした意見表明である。

この事実について、被告は、原告木下が番組中で述べた、④家族や友人に感染させにくくなる、⑤社会の蔓延阻止で新たな変異が生まれにくい、⑥インフルエンザ脳症はワクチンで防げるという内容はいずれも誤情報であり、真実相当性があると主張する。

しかし、原告木下が番組中に上記④⑤のような発言をした事実は認められない(乙197ないし200)。上記④⑤は、原告木下の発言中に画面上に表示されたフリップに記載されたものであるが、当該番組のゲストに過ぎない原告木下が当該フリップを監修したと認めるに足りる証拠はない。また、原告木下は番組中に、「インフルエンザにかかると脳炎脳症になって脳が委縮してしまつて、意識が戻らない子どもってというのは実際にいるんですね。」「インフルエンザのワクチンは重症化予防できるので打っていただいた方がいいと思います。」等と発言しているが、当該発言がインフルエンザ脳症はワクチンで防げるという趣旨でなされたものであるとは解されず、原告木下が上記⑥のような発言をした事実は認められない。その他に、原告木下が故意に虚偽の情報を流しているとしたことにつき相当な理由があると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件投稿5及び本件投稿6について、違法性は阻却されない。

(5) 本件投稿7について

前記1(5)記載のとおり、本件投稿7は、原告木下が新型コロナウイルスに係るワクチンについて子供の重症後遺症を防ぐなどという虚偽の情報を故意に流しているという事実を前提とした意見表明である。

この事実について、被告は、「子どもで効果90%以上」はデルタ株以前のデータであったので、その旨の注釈がなかったこびナビ作成のパンフレットは虚偽の説明であったことは真実であると主張する。しかし、被告が同パンフレットについて批判した記事(乙44)において、被告自身「『(※)オミクロン株が出現する前のデータです』と小さな注釈を入れている」ことを認めており、

同パンフレットに注釈がなかったという事実は認められないし、注釈が小さいことをもって、「子どもで効果90%以上」という記載が虚偽であるということとはできない。

したがって、本件投稿7について、違法性は阻却されない。

5 (6) 本件投稿8について

前記1(6)記載のとおり、本件投稿8は、原告木下を含む数名が、査読がなく、デルタ株のデータが混在しているCDC報告を根拠として使っているという事実を前提とした意見表明である。

この点、CDC報告が出版前に複数レベルの厳格な承認プロセスを受けているものの査読付きでないことに争いはないところ、原告木下は、令和4年3月2日、CDC報告を査読付き論文として紹介し、5～11歳のワクチンによる入院予防効果が74%と報告されている旨投稿している(乙175)。また、CDC報告には、「デルタ以前の期間、デルタ期間、オミクロン優勢期間を含む全試験期間において、5～11歳の小児における検査で確認されたCOVID-19関連入院に対するワクチン有効性は、投与2日目から14～67日後で74%であり、ゼロを含む広い信頼区間であった」と記載されており(乙174)、
10
15
20
25
デルタ株のデータが混在していることが認められる。よって、本件投稿8の前提事実の重要な部分は真実であると認められる。

そして、被告が新型コロナウイルスに係るワクチンの子供への接種へ反対する目的で情報を発信し続けていたこと、原告木下の属性等を踏まえると、CDC報告をワクチンの有効性に関する根拠として使う行為の是非について被告が言及することには、公共性及び公共目的があるものといえる。本件投稿8は、「嘘でインチキでアホで情けない子どもに罪な行為」と強い言葉で原告木下を批判するものであり、CDC報告が査読付きではないことやデルタ株のデータが混在していることをもって、直ちに原告木下の新型コロナウイルスに係るワクチンに関する投稿が虚偽であるなどとはいえないことに照らして、適切さが

欠ける部分があることは否定し難いものの、原告木下がC D C報告を根拠とすることに対する意見・論評であり、人身攻撃に及ぶものとまではいえないことや、ワクチンに関する問題の公共性の高さに鑑みると、意見ないし論評としての域を逸脱したものとまでは認められない。

5 したがって、本件投稿8は、違法性を欠くものと認められる。

(7) 本件投稿9について

前記1(7)記載のとおり、本件投稿9は、原告木下らが金銭や利権のために長期的リスクが不明であるワクチン接種を推進しているという事実を摘示するものであるところ、原告木下らが金銭や利権のために上記行動をしているとい
10 う事実が真実であり、あるいは真実であると信じたことにつき、相当な理由があるとは認められない。

したがって、本件投稿9について、違法性は阻却されない。

(8) 本件投稿10について

前記1(8)記載のとおり、本件投稿10は、原告木下がワクチン全般を積極的
15 に推奨しているという事実を前提とした意見表明であるところ、原告木下は新型コロナウイルスに係るワクチン及びIIPVワクチン（子宮頸がんワクチン）を積極的に推奨していると認められ（乙66、67等）、本件投稿10の前提事実の重要な部分は真実であると認められる。そして、被告が新型コロナウイルスに係るワクチンの子供への接種へ反対する目的で情報を発信し続けたこと、原告木下の属性等を踏まえると、原告木下のワクチンを推奨する姿勢について被告が言及することには、公共性及び公共目的があるものといえる。本件投稿10は、原告木下を「タチの悪いセールスマン」であるとして、ワクチンと名のつくものであれば何でも推奨してくるとの印象を強調して批判するものであるが、そのような行動について悪質であるという評価を超えて犯罪に
20 当たるなどと指摘するものではなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものとまでは認められない。

したがって、本件投稿 10 は、違法性を欠くものと認められる。

(9) 本件投稿 11 について

本件投稿 11 は、原告忽那が自分の子供には新型コロナウイルスに係るワクチンを接種させていないという事実を摘示したものであるところ、そのような
5 事実が真実であり、あるいは真実であると信じたことにつき、相当な理由があるとは認められない。

したがって、本件投稿 11 について、違法性は阻却されない。

(10) 小括

以上のとおり、本件投稿 4、本件投稿 8 及び本件投稿 10 は、違法性を欠く
10 ものと認められる。

3 争点 3（原告らの損害額）について

本件各投稿（本件投稿 4、本件投稿 8 及び本件投稿 10 を除く。）の記載内容、
医師でありフォロワー数の多い被告による投稿の影響力の大きさを考慮すべき一
方で、新型コロナウイルスやワクチンに関する話題は国民の関心が強く、公益性・
15 公共性の高い事柄であって、原告らが医師やいわゆるインフルエンサー等の立場
で医学的情報等を発信していることに照らし、一定の範囲で厳しい批判等がされ
ることはやむを得ないところがあること（なお、上記各投稿がこれを超えるもの
であることはこれまで検討・説示したとおりである。）、その他本件における諸般
の事情に鑑みれば、原告らの名誉権及び名誉感情が侵害されたことによる精神的
20 苦痛を慰謝する金額としては、原告木下につき 100 万円、原告忽那につき 20
万円と認めるのが相当である。また、本件訴えに係る前記不法行為と相当因果関
係の認められる弁護士費用としては、原告木下につき 10 万円、原告忽那につき
2 万円と認めるのが相当である。

4 争点 4（本件投稿 1 ないし本件投稿 4 について、名誉毀損又は名誉感情侵
害が成立するか）について
25

(1) 本件投稿 1 について

本件投稿 1 は、被告が「日本の 1 割にも満たない変人の親が子供にはマウスでしか試していない B A. 1 用をこれから我が子をマウスとして 4 回 5 回と打たせ続けてデータを取らせてくれる。ありがとう。」という投稿（乙 7・以下「本件元ツイート」という。）をしたという事実を前提に、「被告が子どもの命を守ることを目的としているとは思えない」との意見を表明したものである。被告が本件元ツイートをしたことは真実であると認められるところ、本件投稿 1 は、本件元ツイートの倫理上の問題や子供のワクチン接種に対する被告の姿勢に対する問題提起の趣旨でなされたものであり、公共性及び公益目的が認められる上、上記のとおり、親が子に新型コロナウイルスに係るワクチン接種をさせることについて、被告が子供を実験用のマウスに捉えたかのような過激な投稿をしたことに対し、意見を表明したものといえることを踏まえると、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものとはいえないから、本件投稿 1 について名誉毀損は成立せず、社会通念上許容される限度を超えた侮辱にもあたらない。

(2) 本件投稿 2 について

本件投稿 2 は、本件元ツイートに対して「元ツイ見に行ったら何故かハッピーしてる医師がいた…あんな悪意だらけの文章投稿したって行政から何の指導もなくクリニック営業できるんだ」との投稿（乙 9）をした者に対する返信であるところ、本件投稿 2 は、被告が本件元ツイートをしたという事実を前提に、「本件元ツイートの内容を見るのが本当に嫌になる」という意見を表明したものであると解され、被告の社会的評価を低下させるものではなく、社会通念上許容される限度を超えた侮辱にもあたらない。

(3) 本件投稿 3 について

本件投稿 3 は、被告が本件元ツイートをしたという事実を前提に、「被告は人を嫌な気持ちにすることだけを目的に行動している」という意見を表明したものである。前記(1)の本件投稿 1 の場合と同様、本件元ツイートに対する

本件投稿 3 には公共性及び公益目的が認められる上、被告について「人を嫌な気持ちにすることだけを目的に行動する人」という記載はいささか穏当性を欠く部分があることは否定することができないにせよ、前記のとおり、本件投稿 3 は、本件元ツイートの被告が子供を実験用のマウスに捉えたかのような過激な投稿に対する投稿であることに照らすと、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱した表現とはいえないから、本件投稿 3 について名誉毀損は成立せず、社会通念上許容される限度を超えた侮辱にもあたらない。

(4) 本件投稿 4 について

本件投稿 4 は、被告が他者に対し、「どっちにしろ英文論文なんて書いたこと無いんやろ？ YES or NO YES なら何本？」と返信したのに対し、当該人物が「論文はマウントを取るために書くものではございません」と返信した投稿（乙 13）を引用してなされた意見・論評である。本件投稿 4 は、泣き笑いの絵文字が用いられていることも考慮すると、被告が論文でマウントをとろうとしている（優位性を示そうとしている）と指摘された点を面白い趣旨を含む投稿であるとも解されるが、被告の挑発的な投稿に対する第三者の返信を引用してされたものであり、表現自体も格別不穏当なものでもなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものではないから、本件投稿 4 について名誉毀損は成立せず、社会通念上許容される限度を超えた侮辱にもあたらない。

第 4 結論

以上によれば、原告らの本訴請求は、主文第 1 項から 3 項までの限度で理由があり、原告らのその余の本訴請求はいずれも理由がない。また、被告の原告木下に対する反訴請求は理由がない。よって、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第 4 民事部

裁判長裁判官

河 本 寿 一

裁判官

5

石 渡 圭

裁判官

10

白 浜 菜 央

(別紙)

投稿記事目録 /

1 (甲 24-1) ⁸

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1561488106062090243
投稿日時	2022 年 8 月 22 日 午前 7 時 59 分
投稿内容	結局さあ、 医学的内容で直接対談なんてすること無かったやん？ わたしはいつでも受けて立つのに、 ひたすらワクチンに有利な事ばかりプロパガンダして さ。 中身無いのも露呈したしね 基礎医学論文読んでなかったし

2 (甲 26)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1479443373279047683
投稿日時	2022 年 1 月 7 日 午後 10 時 22 分
投稿内容	峰も Taka も知念もフォロワーが多くて有名なだけで脳 みそ 雑魚いんだよ料理しがいかに無いの 叩く内容もつまらないし飽きるの ちょっと PC ワークに戻るかな ツイッターモグラたたきは気が向いた時だけにして

⁸ 対応する証拠番号を付記する。以下同じ。

3 (甲 27)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1481290763787194369
投稿日時	2022 年 1 月 13 日 午前 0 時 43 分
投稿内容	んー知念も Taka もおつむが知れてるから叩いて叩きまくったら段々みじめさが滲み出て来たね

4 (甲 28)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1579769327813001217
投稿日時	2022 年 10 月 11 日 午後 6 時 42 分
投稿内容	医学雑誌がバイブル等と言う猫に羽生やす珍とかは 1 番危険。 珍珍洗う鷹とかも基礎医学の素地は無い。 コイツらは政府 CDC と医学雑誌を鵜呑みにする。 自分で機序を考察できない。

5 (甲 31)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1562619986996211712
投稿日時	2022 年 8 月 25 日 午前 10 時 56 分
投稿内容	この成田氏に鋭く突っ込まれた瞬間の木下氏のキョドった目が詐欺師が慌てて取り繕った説明する目をしているんだよ

6 (甲 32)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1563666792077094912
投稿日時	2022 年 8 月 28 日 午前 8 時 16 分
投稿内容	「ワクチンを打った後に後遺症があるってこと自体が不確か、あるとしても非常に稀」 何を根拠に非常にまれ？ 詐欺師ですよ。顔つきが [動画省略]

7 (甲 33)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1501875465082269702
投稿日時	2022 年 3 月 10 日 午後 7 時 59 分
投稿内容	Taka の支持者はこう言ってるよ 「先生！やっと日本でも 10 歳未満で亡くなりましたね！死因は不明でもコロナ死です！これで反対派に一人も亡くなってないなんて言われずに済みますね！」 それで子どもで効果 90%以上、重症後遺症防ぐって嘘書いて打たせるってか。悪魔だな [画像省略]

8 (甲 34)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1505821748914429956
投稿日時	2022 年 3 月 21 日午後 5 時 20 分
投稿内容	良いですか？ 査読も無く、 評価人数が少なすぎる上に デルタのデータが混じっていて 5-11 歳のオミクロンの入院予防効果として 使い物にならない CDC 報告を 小児科学会、Taka、内田、森内教授、宮坂名誉教授、他多数が根拠として使ってます。 嘘で インチキで アホで 情けない 子どもに罪な行為です。 [画像省略]

9 (甲 35)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1467042947212677125
投稿日時	2021 年 12 月 4 日午後 5 時 07 分
投稿内容	こびナビ Taka とひろゆきとよめと金満医師 部屋と T シャツとわたし もう好きにしてくれや アホがアホとつるんで金に群がって鹿の群れがが周りだけ見て考えずに川に入っていくわ Y はアホの世界とは関係無いんで アホで居ることも基本的人種やと思うたぶん アホを拒否することも人権 何を信じるかは自由

10 (甲 36)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1563671963138019328
投稿日時	2022 年 8 月 28 日午前 8 時 37 分
投稿内容	ホントワクチンと名のつくものは何でも勧めると思いませんか？木下氏。タチの悪いセールスマンみたいな。 最初に詐欺師呼ばわりしたのは私なんですが宮沢先生が叩かれてますね

11 (甲 37-1)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1447801185092587521
投稿日時	2021 年 10 月 12 日午後 2 時 47 分
投稿内容	ド M 奴隷の子供にはインフォームドコンセントなんて要らない。上級国民の金の為、利他目的(忽那氏の見解)のために全員新薬 mRNA 打ってしまえ。どうせ何かあってもド M 奴隷の親は文句を言う力もない。リスクベネフィットなんて余計な事は考えさせないで良い。(多分忽那氏は自分の子供には打たせてない)

12 (甲 38)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1396028450725498880
投稿日時	2021 年 5 月 22 日午後 6 時 01 分
投稿内容	だめだこりゃ 顔デカくつ王とか言う兄ちゃん フェイスシールド大臣 校長先生みたいな日本のファウチ？ 首相は村長さん とかで日本は回してます 緊急宣言出すか消すかだけが対策と思ってる 神戸大阪は災害チーム派遣レベルなのに、インドレベルなのに [画像省略]

13 (甲 39)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1585214247080189952
投稿日時	2022 年 10 月 26 日午後 7 時 18 分
投稿内容	ワクワクとか TM とかはまあ 2.5 流 議論しているとノイズで頭痛くなる 津川君はごまかしがシンプル Sekkai 君は大学生 #週一おてつだ医 は中学生 Taka はイカ臭い

14 (甲 40)

閲覧用 URL	https://twitter.com/blanc0981/status/1592034495955599360
投稿日時	2022 年 11 月 14 日午後 2 時 59 分
投稿内容	「ムッツリスケベの宮坂」(文藝春秋) 読了。 「ムッツリスケベの忽那」(文藝春秋) 読了。 「ムッツリスケベの手洗い」(文藝春秋) 読了。

以 上

(別紙)

投稿記事目録 2

1. (乙 8)

投稿日時	2022 年 9 月 14 日 午前 10:22
投稿内容	私はもう見るのも嫌なのだが、支持者は元ツイを一字一句余さず読んで、まだこの眼科医を信じられるのか考え直して欲しい。 どう見ても子どもの命を守ることを目的にしているとは思えない。

2. (乙 10)

投稿日時	2022 年 9 月 14 日 午前 10:34
投稿内容	ホント嫌になりますね。

3. (乙 12)

投稿日時	2022 年 9 月 14 日 午前 10:47
投稿内容	残念ながら人を嫌な気持ちにすることだけを目的に行動する人というのは存在するので、なるべく避けて生活するしかないですね。

4. (乙 14)

投稿日時	2021 年 12 月 10 日 午前 3:14
投稿内容	「論文はマウントを取るために書くものではございません。」これは声に出して読みたい日本語 ☺

別表 1

	投稿の内容（抜粋）	原告らの主張する 摘示事実又は意見の内容	争点1に関する被告の主張	争点2の真実相当性 に関する被告の主張
1	結局さあ、 医学的内容で直接対談なんて すること無かったやん？ わたしはいつでも受けて立つ のに、ひたすらワクチンに有 利な事ばかりプロバガンダし てさ。 中身が無いのも露呈したしね 基礎医学論文読んでなかった し	原告木下が基礎医学論文 を読んでいなかったとの 事実	・「大半の医クラにブロックされ ました。……彼らはオワコンか な」とする投稿に対する返信とし てなされたものであることからす ると、「医療クラスタ」全体を対 象とした投稿である。原告木下個 人を対象とした投稿ではない。 ・基礎医学と臨床医学とは全く異 なる学問分野であり、臨床医は基 礎医学論文を読めないのが通常で あるので、基礎医学論文を読んで いなかったとの事実により、臨床 医である原告木下の社会的評価が 低下することはない。	・①こびナビ作成の記事や動画にお いて不適切な説明があったこと、② 原告木下がA D E の特徴を誤った発 言をしたこと、③原告木下が査読制 度のないC D C 報告を査読済みと説 明したことは真実である。 ・上記①ないし③の事実からすれ ば、「医療クラスタ」又は「医療ク ラスタ」の1人である原告木下が基 礎医学論文を読んでいなかったこと については、真実相当性がある。 この点、免疫学者にも自身の見解が 正しいことを確認した。
2	峰もTakaも知念もフォロワー が多くて有名なだけで脳みそ 雑魚いんだよ料理しがいがないの 叩く内容もつまらないし飽き るの ちょっとPCワークに戻るかな ツイッターモグラたたきは気 が向いた時だけにして	原告木下の知能が低いと の意見	・小児コロナワクチン接種推進派 の代表的人物を複数対象とした、 原告木下のみを特定しない投稿で ある。 ・「雑魚」、「知れてる」という 言葉は、いずれも「大したことが 無い」という意味に過ぎない。	・上記①ないし③の事実からする と、原告木下の基礎医学に関する能 力や知識が「大したことが無い」と 論評するに足る真実があったとい える。
3	んー知念もTakaもおつむが知 れてるから叩いて叩きまくっ たら段々みじめさが滲み出て きたね			
4	珍珍洗う鷹とかも基礎医学の 素地は無い。 コイツらは政府CDCと医学雑 誌を鵜呑みにする。 自分で機序を考察できない。	原告木下の医師としての 能力が低いとの意見	・原告木下の同定可能性が無い。	・上記①ないし③の事実からする と、原告木下の基礎医学に関する能 力や知識が「大したことが無い」と 論評するに足る真実があったとい える。

5	この成田氏に鋭く突っ込まれた瞬間の木下氏のキョドった目が詐欺師が慌てて取り結った説明する目をしているんだよ	原告木下が言葉巧みに視聴者を煽って、ワクチン接種に関して間違った情報を信じ込ませるような信用のおけない人物であるとの事実又は意見	・当該場面における新型コロナの小児へのリスクに関する原告木下の説明に誤魔化しがあるという意見論評である。	・上記①ないし③の事実からすると、原告木下が「嘘をついている」、「誤魔化している」という印象を抱き論評を行う真実相当性が有ったといえる。 ・原告木下が番組中で述べた、④家族や友人に感染させにくくなる、⑤社会の蔓延防止蔓延阻止で新たな変異が生まれにくい、⑥インフルエンザ脳症はワクチンで防げる、という内容は誤情報であるという真実相当性がある。
6	「ワクチンを打った後に後遺症があるってこと自体が不確か、あるとしても非常に稀」何を根拠に非常にまれ？詐欺師ですよ。顔つきが		・原告木下の同定可能性がない。 ・ワクチン後遺症が存在するという見解もあるのに、ワクチンを推奨したいあまり、ワクチン後遺症の存在自体を否定する原告木下の当該発言は詐欺的であるという意見論評である。	・上記①ないし③の事実からすると、原告木下が「嘘をついている」、「誤魔化している」という印象を抱き論評を行う真実相当性が有ったといえる。
7	Takaの支持者はこう言ってるよ 「先生！やっと日本でも10歳未満で亡くなりましたね！死因は不明でもコロナ死です！これで反対派に一人も亡くなってないなんて言われずに済みますね！」 それで子供で効果90%以上、重症後遺症防ぐって嘘書いて打たせるってか。悪魔だな	原告木下が安全性が確立されていない（と被告が考えている）小児の新型コロナワクチン接種を推進する点で「悪魔」のような残酷・非道な人物であるとの事実又は意見	・ワクチンについて「子どもで効果90%以上」と記載したこびナビ作成のパンフレットを批判したものであって、原告木下個人を批判したものではない。	・「子どもで効果90%以上」はデルタ株以前のデータであったので、その旨の注釈がなかったパンフレットは虚偽の説明であったと言えることは真実である。

8	良いですか？ 査読も無く、評価人数が少なすぎる上にデルタのデータが混じっていて5-11歳のオミクロンの入院予防効果として使い物にならないCDC報告を……Taka……他多数が根拠として使ってます。 嘘でインチキでアホで情けない子どもに罪な行為です。	原告木下の新型コロナワクチンを推進する行為が、ワクチン接種者ではなくワクチンの利権を有する者のための行為であり（9）、ワクチン接種者以外の者の利益のために虚偽の事実も活用しつつ（8）活動しているタチの悪いセールスマン（10）のような人物であるとの事実又は意見	・小児コロナワクチン接種推進派の代表的人物を複数対象とした、原告木下のみを特定しない投稿である。	・原告木下は、令和4年3月2日、CDC報告を査読付き論文として紹介し、「入院予防効果は74%」と報告されているとツイートしているところ、CDC報告が査読付きでなく、デルタのデータも混じっていることは真実である。
9	こびナビTakaとひろゆきとよめと金満医師 部屋とTシャツとわたしもう好きにしてくれや アホがアホとつるんで金に群がって鹿の群れがが周りだけ見て考えずに川に入っていくわ		・「金満医師」は多額のテレビ出演料や製薬会社からの講演料を得ていた他の医師を、「金に群がって川に入っていく鹿の群れ」は子供に新型コロナワクチンを接種させる国民のことをそれぞれ指しており、原告木下を指したものではない。	
10	ホントワクチンと名のつくものは何でも勧めると思いませんか？木下氏。タチの悪いセールスマンみたいな。最初に詐欺師呼ばわりしたのは私なんですが宮沢先生が叩かれていますね☺			・原告木下がワクチン全般を非常に積極的に推奨する立場であることは真実である。
11	ドM奴隷の子供にはインフォームドコンセントなんて要らない。上級国民の金の為、利他目的（忽那氏の見解）のために全員新薬mRNA打ってしまえ、どうせ何かあってもドM奴隷の親は文句を言う力もない。リスクベネフィットなんて余計なことは考えさせないで良い。（多分忽那氏は自分の子供には打たせていない）	原告忽那は新型コロナワクチンを利他目的で推進しており、ワクチン接種により何らかのリスクが顕在化した際にも患者の親から文句を言われることはない和高を括り、本来リスクがあるにもかかわらず、十分な説明もなしに子供へのワクチン接種を推進しているとの事実又は意見	・自分の頭で考えない国民へのいら立ちから書いた文章であり、原告忽那を対象にしたものではない。	

別表2

	投稿の内容	被告の主張する 摘示事実又は意見の内容	原告木下の主張
1	(訴外知念氏による「公衆衛生は勝負なんかじゃない！個人の勝ち負けなんか競っていません。他人の子供の命を、自己顕示欲のネタにしないで下さい。」という投稿を引用して) 「私はもう見るのも嫌なのだが、支持者は元ツイを一字一句余さず読んで、まだこの眼科医を信じられるのか考え直してほしい。どう見ても子どもの命を守ることを目的にしているとは思えない。」	反訴原告が子供の命を目的にしておらず、個人の勝ち負けや、子供の命を自己顕示欲のネタにしているとの事実又は意見	被告が「日本の1割にも満たない変人の親が子供にはマウスでしか試していないB A. 1用をこれから我が子をマウスとして4回5回と打たせ続けてデータを取らせてくれる。ありがとう。」という投稿(以下「本件元ツイート」という。)をしたことの倫理上の問題や子どものワクチン接種に対する被告の姿勢に対する問題提起をしたにすぎず、意見論評としての域を逸脱した表現もない。
2	(本件投稿1'に対する訴外黒氏による「元ツイ見に行ったら何故かチャッハーしてる医師がいた…あんな悪意だらけの文章投稿したって行政から何の指導もなくクリニック営業できるんだ(^ε;;…医師免許ってマジで最強なんだなと思った…」との返信に返信して) 「ホント嫌になりますね。」	反訴原告がクリニックの営業に指導をかけられるに値するほど悪意だらけの文章を投稿しているとの事実又は意見	本件元ツイートを見るのが本当に嫌になるということを表現し、本件元ツイートの倫理上の問題や子どものワクチン接種に対する被告の姿勢に対する問題提起をしたにすぎず、意見論評としての域を逸脱した表現もない。
3	(本件投稿2'に対する訴外黒氏による「マジで勘弁してほしいです…」との返信に返信して) 「残念ながら人を嫌な気持ちにすることだけを目的に行動する人というのは存在するので、なるべく避けて生活するしかないですね。」	反訴原告が、公共の利益の為ではなく、人を嫌な気持ちにすることだけを目的に行動する、忌避すべき人間であるとの事実又は意見	本件元ツイートの倫理上の問題や子どものワクチン接種に対する被告の姿勢に対する問題提起をしたにすぎず、意見論評としての域を逸脱した表現もない。
4	(反訴原告の投稿「どっちにしる英文論文なんて書いたこと無いんやろ？ YESorNO YESなら何本？」に対する訴外知念のツイート「論文はマウントを取るために書くものではございません。」を引用して) 「「論文はマウントを取るために書くものではございません。」これは声に出して読みたい日本語☺」	反訴原告が論文で優位性を自慢している、または自慢するために論文を書いている利己的な医師であるとの事実又は意見	訴外知念氏の「論文はマウントを取るために書くものではございません」との点に賛同するものにすぎず、意見論評としての域を逸脱した表現もない。

これは正本である。

令和 6 年 7 月 1 7 日

神戸地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 村 上 章 子